

きくことば・みることば・みえないことば

本 岡 千 都

奨励者紹介〔もとおか・ちづ〕

オープン・プログラム手話講座講師

手話通訳士

京都府手話通訳者

一行が歩いて行くうち、イエスはある村にお入りになった。すると、マルタという女が、イエスを家に迎え入れた。彼女にはマリアという姉妹がいた。マリアは主の足もとに座って、その話に聞き入っていた。マルタは、いろいろのもてなしのためせわしく立ち働いていたが、そばに近寄って言った。「主よ、わたしの姉妹はわたしだけにもてなしをさせていますが、何ともお思いになりませんか。手伝ってくれるようにおっしゃってください。」主はお答えになった。「マルタ、マルタ、あなたは多くのことに思い悩み、心を乱している。しかし、必要なことはただ一つだけである。マリアは良い方を選んだ。それを取り上げてはならない。」

(ルカによる福音書 10章38—42節)

手話通訳の仕事

三木先生よりご紹介いただきました、キリスト教文化センターのオープン・プログラムで手話講座を担当している本岡です。

昨年まで、京都市内の区役所で手話通訳の仕事をしていました。と言っても週2回だけの勤務で、それ以外の時は京都府、京都市に登録している通訳者として、府、市から委託を受けた聴覚言語障害センターからの依頼で、聞こえない方が行かれるあらゆるところに出かけていきます。皆さんと同じような暮らしの場所、たとえば、学校、病院、銀行、会社などに行って、手話通訳を行っています。

また、最近は専門学校、大学、小中学校や、行政機関、企業などから、手話の指導の依頼があり、そこでは、聞こえない方が手話を教えるので、その時の通訳も多くなっています。本日のように、聞こえる私が直接手話のことをお話しする機会は少なくなっています。

最近の嬉しいお話

最近ちょっと嬉しいな、と思ったことがありました。テレビのお話ですが、皆さん、NHKの「ドキュメント72時間」という番組、ご存知の方もおられると思います。私は時々見るのですが、5月に放送された「旅する美容室」というのをたまたま見ていました。内容は、高齢者の施設での訪問美容のお話でした。高齢の入所者と、孫のように若い美容師さんとのやり取りの72時間を描いたドキュメントでした。その中で87歳の女性が美容師さんにお話しされている1シーンが目にとまりました。「テレビで人の横に立って手話をしている姿がかっこいい。夢は手話通訳者になることだった」。そして、「名前は森です。よろしくお

願います」と手話で表現されていました。

年配の人の口から手話通訳者になることが「夢」と語られることから、手話の広がりや、手話通訳の仕事への認知が一般の方に浸透していることが感じられた1シーンでした。番組全体の温かみに加え、手話通訳者の私にとって嬉しく感じられたお話でした。

みることば

まず、質問です。世界には言語の「種類」がいくつあるでしょう。ヒントは国連加盟国の数は193らしいです。国の数より言語の数は多いだろうと想像しますね。

答えは2つです。「音声言語」と「手話」です。引っかけ問題のようですが、聞こえる私たちは言語という音声言語としか発想できません。しかし、言語には「聞くことば」と「見ることば」の2種類があります。

以前、手話は「言語」ですかとの問いに対しても、「う～ん」という反応の人が多かったのですが、さすがに今は、言語じゃないと言う人は少なくなりました。しかし「ことば」ですかと聞くと「う～ん」と悩む人もいます。「ことば」というイメージが音声につながるのでしょうね。

今から20年くらい前に、学校の先生に手話の話をした時、手話は言語だと思いますかと尋ねたところ、即座に英語の先生から「Sign language だから、当然言語ですね」と返ってきました。さすが英語の先生、と私の意図とは別の切り口での理解に感心したことがありました。でも、今考えると、外国、特に欧米では手話＝言語であることの認知が進んでいたのも、language とはっきり位置づけられていたのだと思います。

手話は言語

今では、手話は言語である、という認識が浸透していることをいろんな場面で感じています。このようになった経過をお話したいと思います。

一番大きな出来事は、2006年に国連で「障害者権利条約」が採択され、第2条の定義で、「『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」との文章が明記されたことです。その後、条約の実効のためには国内法の見直しが必要との声が上がリ、2011年には障害者基本法の改正が行われ、手話が言語であることが明記されました。そうして2014年によりやく日本は障害者権利条約を批准しました。

障害者権利条約、そして障害者基本法に手話が言語と明記されたことをきっかけとして、日本でも手話言語法の制定を求める声が強くなりましたが、国の法制化は、なかなか進みません。それを待たずに、2013年に初めての手話言語条例が鳥取県で成立しました。現在も日本各地の自治体で条例が作られています。

京都府内では、城陽市が2015年4月。次に、京都市が2016年4月。京都府も今年2018年3月に施行。現在、府内では8つの手話言語条例が成立しています。

全国では、4月現在178自治体22府県1区136市19町で成立。まだまだ増えていくだろうと考えられます。このような地方自治体の動きが、国の言語法制定に向けて拍車をかけることを、聞こえない人たち、そして手話にかかわる私たちは期待しています。

手話の体験

ここで皆さんも手話を体験してみましょう。すでに手話をご存知の方もおられると思いますが、皆さん一緒にやってみましょう。

まずは挨拶です。

- (1)「おはよう」は「朝」(こめかみ付近に当てた右手こぶしをすばやく下におろす)の動作と「頼む」(頭を下げて右手で拝むようにする挨拶)の動作で表現します。
- (2)「こんにちは」は「昼」(右手2指を眉間に当て、時計の長針と短針が12時で重なる様子)と「頼む」の挨拶の動作で、「こんにちは」の表現となります。
- (3)「こんばんは」は「夜」(両手のひらを前に向け中央で交差させる。夜になると目の前が暗くなる)の表現と「頼む」の挨拶の動作で表現します。
- (4)「ありがとう」(右手を左手甲に軽く当て、拝むようにする)これはお相撲さんが賞金をもらう時の手刀を切る様子からだと言われています。

次は練習問題です。日頃の動作や見たものを表現してみてください。

「山」 いろんな山の形がありますね。

「食べる」 お箸で食べる様子をする人が多いです。

「野球」 (全員、バットを振る動作) 皆さん、野球したことがあるので簡単ですね。

「サッカー」(足で蹴る動作の人) 足を使うのでこの場ではやりにくい人もおられるようです。前にお座りの三木先生はちゃんと蹴っておられました。

「水泳」 (いろんな泳ぎ方) クロールの人、平泳ぎの人がいましたね。

皆さん、動作や、見た状態を体で表現して、それぞれ通じるので、それで十分なのですが、それ自体は手話とは言えないものもあります。次は、手話を表現してみます。たぶん、手話を知らない人には分からない表現かと思います。

- (5)「手話」は両手の人差指を向かい合わせ、糸を巻くように回転させる動作で表現します。
- (6)「通訳」は右親指を口元で左右に往復させて表現します。⑤⑥を合わせて、「私は手話通訳です」。

新しくできた手話もあります。

(7)「IT」

(8)「システム」

難しい日本語の手話もあります。

(9)「条約」は「条件」(上から下に指をつき合わせながら順に指を出していく)の動作と、「約束」(両手小指をからめる)の動作を合わせて表現します。

(10)「条例」は「条件」と「例」(左手甲に右手の親指と人差指で作った丸をつける)の動作を合わせて表現します。

手話ということば

このように、手話は時代と共に新しい表現が生まれ、広がっていきます。音声言語と同じです。最近の若者ことばも広がっていますが、私にはわからないことばもいっぱいです。「ググる」「コピペ」など、若者以外にも浸透していますし、「ヤバい」なんていう意味は昔と使い方は変わっているようです。このように、新しく生まれたり、変化していくのが言語なので、手話も全くそのとおりです。

皆さんに覚えてほしいこと。一つは、手話を知らなくても身振りで十分通じることもあるので、コミュニケーションとして使ってほしいこと。もう一つは、言語としての手話の認識ももってほしいことです。先ほど動作をやってもらった、野球、サッカー、水泳を手話で表してみます。野球は一方の手の人差し指と親指でドーナツのように輪「○」を作り、もう一方の手の人差し指で、ポンとはじきます。輪がボール、指がバットとするとイメージしやすいです。サッカーは野球と同じように片方の指で輪を作り、もう一方の手の人差し指と中指を動かして輪をはじく動作をします。一方の手で作った輪がボール、もう一方の手の人差し指と中指は両足、片足でボールを蹴るイメージです。同じく水泳は二本の指を水平に動かすことで、バタ足のイメージを表現しています。

ここまでは、動作のイメージを指で表現しているようですが、同じように人差し指と中指だけでの表現では、「松」「イギリス(英語)」「ずるい」といった手話単語があります。この3つは人差し指と中指、先ほどのサッカー、水泳と同じ形を使いますが、指をどこに置くか、またどのような動きをするかで全く意味の違う手話単語となります。

このように、形・場所(位置)・動き(方向)を変化させることで単語の意味が生まれます。これは、音声言語も同じで、一つの音(音韻)「あ」「い」「さ」「つ」だけでは単語としては成り立ちませんが、それを繋げて「あいさつ」とすると意味が生まれます。手話も音声言語も同じ成り立ちです。

手話の広がり、現実

聞こえない人から聞いたお話です。皆さん、近くの小学校に通いますが、聾学校は県や府に1つだけなので、遠くて通学できない場合は、小学校1年に上がったばかりの小さな子どもでも、家族から離れ、寄宿舎で寝泊まりし聾学校に通い、夏休みには家に帰ります。皆さんが小学生ならどう思いますか。夏休みが終わる頃には、ずっと家にいたい、寄宿舎には戻りたくない、と思いますよね。しかし、その聞こえない人は、家での食事は美味しいので嬉しい、けれど、聞こえる家族とは手話で話せない、寄宿舎では、手話で友だちと思いきりおしゃべりができるので、学校が始まるのを楽しみにしていたと語りました。それほどコミュニケーションは大切だということです。

また、以前は聴覚障がい者は薬剤師、医師の資格も法律上取得できませんでしたが、法律が改正され、今では聞こえない薬剤師や医師が誕生しています。道路交通法も改正され、聞こえないバスの運転士さんが誕生しました。

手話が法律で認められたら、いろいろな問題がすぐに解決される、とは単純にはいかないですが、聞こえない人の求めてきたことが近づくことは確かだと思います。

そんな中で、悲しい現実もあります。聴覚障がい者だけの問題ではなく、すべての障がい者にかかわる

とてもショッキングなことが2年前、起こりました。2016年に起こった神奈川県相模原市の障害者施設での痛ましい事件です。

また、今、マスコミでも注目されている「旧優生保護法」下で障がい者への断種手術が行われていた問題もあります。手話通訳の時に会いする聞こえない高齢のご夫婦には子どもさんのおられない方が珍しくありません。その方とお話すると、子どもがいてたらな～、ほしかった、など昔のお話の中には、もしかしたら、と結びつくような話題が出たことも何度もあります。

きこえないことば

「ふつう」に学校に行って、卒業して、「ふつう」に仕事をして、「ふつう」に結婚して、子供を産んで……といった「ふつう」の生活が「ふつう」であると思っていた私ですが、聞こえない人と出会うことで、実はこの「ふつう」が障がいのある方にはとても難しいことなのだと気付かされました。そして、手話通訳の仕事や手話に関する活動の中で、障がいのある方だけではなく、お年寄り、暮らしが大変な人など、社会の仕組みについても教えてもらいました。そこでは、私が日頃考えることもない「人権」が損なわれている現実を知ることができました。そして、それらの課題に向かってどうすればよいのか、一緒に考える仲間がいることにも気付きました。

手話の世界にいて、見えていない現実、聞こえてこない言葉に耳を傾け、目を向けることの大切さを日々気づかされている毎日です。

〔参考〕

京都府内で手話言語条例が施行されている自治体（2018年12月現在）

城陽市「手で輪を広げる城陽市手話言語条例」2015年 4月

京都市「京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例」2016年 4月

向日市「古都の向こう、ふれあい深める手話言語条例」2017年 3月

宇治市「宇治市手話言語条例」2017年 12月

京都府「言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人となない人とが支え合う社会づくり条例」2018年 3月

亀岡市「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」2018年 4月

綾部市「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」2018年 4月

福知山市「福知山市手話言語及び障害のある人の多様なコミュニケーション促進条例」2018年 4月

舞鶴市「舞鶴市言語としての手話の普及及び障害の特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」2018年 6月

久御山町「あたたかい手の言葉でつながる心久御山町手話言語条例」2018年 12月

〔参照〕

日本手話研究所編『日本語—手話辞典』財団法人全日本聾唖連盟出版局 1997年

2018年6月6日 京田辺水曜チャペル・アワー「奨励」記録

<HP では絵図等を省略しております。詳細は冊子体の『チャペル・アワー奨励集302号』をご覧ください。>